

令和4年3月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年3月9日(水)
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階委員会会議室
- 3 開会時刻 9時32分
- 4 閉会時刻 11時02分
  
- 5 出席した教育長及び委員  
桐谷 次郎 教育長  
下城 一 委員(第一教育長職務代理者)  
河野 真理子 委員(第二教育長職務代理者)  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員
  
- 6 出席職員  
教育局長 田代 文彦  
県立高校改革担当局長 杉山 正行  
教育監 岡野 親  
副局長 落合 嘉朗  
総務室長 篠田 寛  
行政部長 大場 勇人  
指導部長 濱田 啓太郎  
支援部長 宮村 進一  
生涯学習部長 高梨 信行  
企画調整担当課長 市川 秀樹  
管理担当課長 星 孝樹  
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹  
厚生課長 信太 雄一郎  
参事兼高校教育課長 増田 年克  
保健体育課長 富澤 桂子  
子ども教育支援課長 古島 そのえ  
特別支援教育課長 萩庭 圭子  
生涯学習課長 河田 貴子  
文化遺産課長 菅原 一郎
  
- 7 提出議題 次葉のとおり
  
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

## 教育委員会 3月定例会 会議日程

日時 令和4年3月9日(水) 9時30分から  
場所 神奈川県庁東庁舎9階 委員会会議室  
(オンライン会議システムを併用)

### 1 議事

#### 日程第1

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 定教第53号議案 | 神奈川県指定重要文化財の指定について    |
| 定教第54号議案 | 神奈川県文化財保護審議会委員の委嘱について |
| 定教第55号議案 | 人事案件について              |
| 定教第56号議案 | 人事案件について              |

#### 日程第2

- |       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 報第16号 | 令和3年度神奈川県教育委員会表彰(退職日付け永年勤続職員表彰) について |
|-------|--------------------------------------|

### 2 協議・報告事項

- |     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 報告1 | 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について |
|-----|-----------------------------|

## 教育委員会 3月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 3月定例会を開会いたします。  
本会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。  
なお、本日は神奈川県教育委員会会議規則第2条の2第1項に基づくオンライン出席により、下城委員、河野委員及び佐藤委員の各委員が出席していただくことを認めております。  
では、会議録署名委員に河野委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

河野委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「神奈川県指定重要文化財の指定について」ほか3件の付議案件がございます。  
また、日程第2として「令和3年度神奈川県教育委員会表彰（退職日付け永年勤続職員表彰）について」の報告案件がございます。  
さらに、協議・報告事項として「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告がございます。  
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第54号議案から定教第56号議案までの各議案は、人事に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。それでは、非公開案件は後で審議をすることとし、先に公開の案件に入りたいと思います。  
オンライン出席の各委員におかれましては、会議の途中で映像が静止したままになるなどの不具合が発生した場合は、一旦オンライン会議から退室していただき、こちらから会議への参加を招待いたしますので、改めての参加をその段階でお願いいたします。また、会議に参加できないなどの不具合が発生した場合は、事務局から委員の皆様宛に電話をさせていただきます。必要に応じて、会議規則第2条の2第1項に基づき、音声の送受信に変える場合がありますので、あらかじめご承知お願ひします。  
それでは、会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、進行の関係から協議・報告事項の報告1に入ります。

企画調整担当課長 赤色のインデックス、報告 1 をお開きください。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」です。

この資料は、これまでの主な県教育委員会の対応について取りまとめたものですが、今回は、2月8日の教育委員会2月定例会以降の対応について、ご報告させていただきます。

26ページ、「ト」をご覧ください。県立学校及び市町村立学校の対応についてです。2月10日に、2月14日から3月6日まで、引き続き特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染・伝播性が高いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応していくこととし、同日に「令和4年2月14日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼しました。その内容については、まん延防止等重点措置期間における対応を引き続き行うこととしていますが、今回の通知において、前回1月19日の通知から変更した内容についてご説明いたします。27ページをご覧ください。【県立学校における児童・生徒への対応】についての、「(ア) 基本的な対応について」です。児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行います。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間臨時休業は原則として行わないこととします。ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施します。臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に安全を期すこととします。この他の対応については変更ありません。

28ページ、「ナ」をご覧ください。2月22日に、自主療養の対象者が2月24日から変更されることを受け、これに伴う保護者等への周知等の対応について、県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、適切に対応するよう依頼しました。「ニ」をご覧ください。3月4日に、3月7日から3月21日まで、引き続き特措法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされたことを受け、まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染・伝播性が高いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら、令和4年2月10日付け通知の内容により対応していくこととし、同日に「令和4年3月7日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼しまし

た。

31ページ、「セ」をご覧ください。県立社会教育施設の対応についてです。2月10日に、まん延防止等重点措置の期間が3月6日まで延長されたことを受け、施設の運営にあたっては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、同様の対応を継続して行うこととしました。「ソ」をご覧ください。3月4日に、まん延防止等重点措置の期間が3月21日まで延長されたことを受け、施設の運営にあたっては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、同様の対応を継続して行うこととしました。

「5 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応してまいります。特に、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響に鑑み、県立学校においては、基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施します。また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営してまいります。

32ページをご覧ください。「参考1」県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況及び39ページの「参考2」県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況は、3月3日現在において県教育委員会で把握し、取りまとめたものです。40ページをご覧ください。「参考3」県内学校の臨時休業等の状況についてです。「1 県立学校の状況」は、3月3日時点の状況で県教育委員会が把握している数、「2 市町村立学校の状況」については、2月22日時点の状況で、文部科学省からの調査依頼に基づき調査し、文部科学省に報告した数となります。参考については、後ほどご覧いただければと存じます。

「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告は以上です。

下城委員                    それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。河野委員、お願いします。

河野委員                    先ほどご説明いただいた「ナ」のところで、自主療養、2月24日からのことをご説明いただいたのですが、期間が短いのですが、何かその後自主療養に変わってからのお問い合わせですとか、あと各ご家庭でのお困り事ですとか、何かそういう声が挙がっていたら教えていただければと思います。またはそれに対するご対応などがありましたら教えていただければと思います。

教育長                      田代局長、いかがですか。

教育局長                    自主療養については、全庁的な取扱いで、神奈川県、保健所の逼迫という中で対応したのですが、学校現場においては、これまでも医師の診断書は特段求めておりませんので、運用上は大きな変化はございません。特段のご質問等はいただけていないと承知しております。

教育長                      付け加えますと、この自主療養の仕組みを導入した時点で、私ども、健康医療局からかなり細かい情報をいただいて、それを基に、健康医療局からの通知も含めて各学校へ配付し、周知を図っております。特に、自主療養は選択できるということですか

ら、その部分を間違わないようにということで、各学校から保護者の方、生徒に周知させていただきました。実際に自主療養を選択する生徒も出てきておりますが、対応等について、特に何か問題が生じた、課題があったということの報告はございません。また引き続き、やはり制度ですので、しっかりした形で生徒、保護者には伝えてまいりたいと考えております。

河野委員 一言、私から付け添えてもよろしいですか。私の立場で心配していましたのが、保護者の皆さんが自主療養を始められたときに、ご家族の中で、いろいろどうしたらよいのだろうというようなこともあるということを知りましたので、まだスタートしてあまり時間が経っていないのですが、ご相談事もあるのではないかと思います。ご対応のほどよろしくお願いいたします。

下城委員 笠原委員。

笠原委員 意見というより感想になるかもしれないのですが、資料の38ページ、34ページを拝見して、令和2年6月から令和4年3月までのそれぞれの学校種における感染経路の割合の表があるのですが、それを拝見して、学校内での感染の割合がやはりかなり抑えられている状況であることから、文書等のやりとりではありますけれども、それぞれが主体的なご判断の下、継続的に感染対策をしていただいているということが伺われて、引き続き、こういった徹底した対応を取られていくことが大切だと思いました。引き続きよろしくお願いいたします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

それでは私から一つよろしいでしょうか。先ほどの資料の一覧表のところを見ますと、2月3月、増加が止まったようではありますが、まだやはり大きく減っているわけではないという中で、神奈川県全体としては、昨日辺りかなり大きく減ったという報道もありましたが、一方でBA.2ですね。オミクロンのある種、ステルスオミクロンと言われているものに置き換わるというようなことも言われている中で、学校の方で、顕著なクラスターというようなものは起きていないのか。起きていなければ、できれば卒業式シーズンでありますので、これを可能な限りは施行していただきたいというふうに思っていますが、これについて、若干減少しているということもありますので、予定どおり感染対策を十分にしながら、やれるものは可能な限り行うということであるという理解でいいでしょうか。

教育局長 感染状況、減少傾向ですが、ある意味では、下がった横ばいという状況も少し見えておりますので、まだまだ予断を許さない状況というふうに基本的には認識しております。しかしながら、クラスター自体については、ほとんど大きなクラスターは生じていないということが事実です。また、県立高校で申しますと、新しい運用後、全校臨時休業になったのが一校だけという状況で、比較的、そういう意味では安定しているという状況です。そうした中で、お話いただいた卒業式に関しては、先般の県対策本部会議のときに、2月10日の段階で通知しておりまして、感染防止対策を徹底して実施すると。その実施に当たっては、例えば式の参列者は卒業生、それから在校生に

については代表の方、また保護者については、生徒1人につき保護者1名を原則とする、これは高校ですが、そういった形で通知させていただいて、各学校の実情に応じた中で実施させていただいております。県立学校においては、既に多くの学校は卒業式が終わって終業していると聞いております。また、小中学校については、県立の取扱いを踏まえて、それぞれの設置者、市町村教育委員会の方で考えていただきたいということで、各市町村の方で県立の取扱いを踏まえて、これからは実施を予定すると聞いております。

下城委員

卒業式についても、学校でいろいろ工夫されたというふうに報道等で見ています。今回卒業した児童・生徒というのは、2年間をコロナで足止めされている学年ということですね。卒業アルバムを作るのにも、文化祭、修学旅行とかの写真がないということで苦慮されたというようなことも聞いたりもしています。しっかり送り出さなければと思います。また一方で、春休みに入りますね。BA.2のまん延というのは、春休みによって加速されるのではないかとこのように言われているところもあると思いますので、一方では、春休みの過ごし方というのもきちんと指導していただければというふうに思います。

それでは、他に質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、他に質問がないようでしたら、これで報告は終わらせていただきたいと思います。

次に進行の関係から、日程第2の報第16号に移りたいと思います。

報第16号

### 令和3年度神奈川県教育委員会表彰(退職日付け永年勤続職員表彰)について

説明者 星管理担当課長

管理担当課長

それでは「報第16号」をご覧ください。「令和3年度神奈川県教育委員会表彰(退職日付け永年勤続職員表彰)について」です。本件は、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により教育長が事務を臨時に代理し、被表彰者を決定しましたので、その結果を報告するものです。

それでは、表彰の概要についてご説明いたします。「報第16号関係」をご覧ください。永年勤続職員表彰については、既に11月定例会において、12月1日を基準日として、勤続期間が25年以上のものを表彰することについてご報告したところですが、今回は、3月31日で退職する職員を対象として表彰を行うものです。「1 対象者」は、資料に記載のとおりです。「2 表彰候補者の基準」ですが、令和4年3月31日をもって退職する者で、退職日を基準日として、勤続期間が25年以上のものを表彰候補者としております。この基準を元に、「3 被表彰者数」にあるように、今年度は、表の一番右の太枠にありますように、1名を表彰することとしました。「4 審査手続」ですが、資料記載のとおりです。「5 今後の予定」ですが、表彰状配付後、該当の市教育委員会において、表彰状の授与を行っていただく予定です。

それでは、先ほどご覧いただいた「報第16号」にお戻りいただき、その次のペー

ジ、被表彰者の内訳をご覧ください。区分ごとの被表彰者の人数ですが、今回は、学校医1名を表彰します。私からの説明は以上です。

下城委員

それでは、何かご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。12月1日付けを除いたということですね。ですので、お1人ということになります。

ご質問よろしいでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら報告は以上とさせていただきますと思います。

それでは次に、日程第1の定教第53号議案に移りたいと思います。

定教第53号議案

神奈川県指定重要文化財の指定について

説明者 菅原文化遺産課長

文化遺産課長

青のインデックスの「定教第53号議案」をご覧ください。資料に記載はございませんが、本件は、令和3年11月9日の教育委員会11月定例会において、委員の皆様にご報告した、県指定重要文化財の指定に関するものです。今回の提案理由ですが、議案下段の提案理由に記載のとおり、県文化財保護条例に基づき、県文化財保護審議会に諮問したところ、県指定重要文化財として指定することが適当であるとの答申をいただきましたので、指定について提案するものです。

続いて、青のインデックス「定教第53号議案関係」をご覧ください。県文化財保護審議会会長から県教育委員会教育長へ宛てられた答申の写しです。それでは、答申の内容について、ご紹介させていただきます。裏面2ページの指定理由書をご覧ください。「1 名称」は「木造男神立像」「木造女神立像」「木造僧形神立像」「木造男神立像 弘安五年の銘がある」「木造女神像頭部残欠 弘安五年の銘がある」「木造僧形神立像（頭部欠）」「木造隨身立像（頭部欠）」「附 左右袖部」。「2 所在地」は「中郡大磯町西小磯446番地の1 大磯町郷土資料館」。「3 所有者」は「宗教法人 高来神社」。「4 数量」から3ページの「8 年代」までは、資料記載のとおりです。「9 指定種別」は「彫刻」になります。

「10 概要」です。引き続き3ページをご覧ください。大磯町東北部の高麗山の麓に所在する高来神社が所有する当群像10軀1箇、附2箇は、同社神輿堂に安置されていた、男神、女神、僧形神、隨身の神像群であり、一部に弘安5年（1282）の銘があります。平成12年11月の調査で見出され、同16年に大磯町指定文化財となりました。同年から令和2年にかけて保存修理が実施され、現在は大磯町郷土資料館に寄託されています。

像高は男神が冠を被るため高いですが、男神立像（その1、2）、こちらは6ページの写真①、②になります。女神立像（その1、2）、6ページの写真③、④、僧形神立像（その1、2）、7ページの写真⑤、⑥は、いずれも頭頂で90cm前後となっております。一方、男神立像（弘安五年銘）、7ページの写真⑦、僧形神立像（頭部欠）、8ページの写真⑧は、それより一まわり大きくなっております。構造も前者が一木造、後者は割矧造、寄木造と相違します。男神立像（その1、2）と男神立像



(弘安五年銘)の容貌は眉や唇の形が異なります。装束の肩、肘に見られる窪みの表現、垂れる袖の曲線など前者の方が充実した造形で、製作時期は先行すると考えられます。

これらのことから、男神立像(その1、2)、女神立像(その1、2)、僧形神立像(その1、2)は13世紀半ば頃、男神立像(弘安五年銘)、女神像頭部残欠(弘安五年銘)、7ページの写真⑧になります。こちらと僧形神立像(頭部欠)は、弘安5年(1282)に造られたものと推測されます。

随神立像(各頭部欠)(その1、2)、8ページの写真⑩、⑪ですが、これは、前後左右に四材を矧ぐ寄木造ですが、体の動きが大きいと考えられます。製作年代は不明ですが、造形感覚は男神立像(その1)に近いものとなっております。

なお、附の左右袖部、8ページの写真⑫については、肩下がりの位置に懸帯の縁と見られる部分があるため、女神像頭部残欠の両袖である可能性が高いと考えられます。

頭部を欠く像が4軀、銘のある女神像は体部を失い、ほかにも朽損等がありますが、秘匿性の高い神像にはまみ見受けられます。

鎌倉時代の神像がこれほどまとまって伝来する例は全国的にも珍しく、価値が高いと評価されます。また、製作年の判明する点も貴重です。さらに銘記に登場する勧進聖玄西の名は、高来神社が神仏分離令以前に高麗権現と称していた時の別当寺である高麗寺にあった地蔵菩薩坐像の銘記にも見えることから、13世紀後半、この周辺で活動していた僧侶とわかります。高麗寺は北条政子の安産祈願をするなど鎌倉幕府との関係も知られます。朽損が進行する前に見出され、修理が施されたことは非常に喜ばしいことです。鎌倉時代の高麗権現で造像されたことは明らかで、鎌倉幕府の関与も考えられる作例としては、本県にとって貴重な文化財であります。答申の内容は以上です。

なお、本件についてご議決いただいた場合には、神奈川県公報に登載された段階で、正式な指定となります。また、本日、県政記者クラブに対し、当該物件の指定について参考資料送付を行う予定としております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員                    それでは、質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員                    前回、河野委員からもご質問にあったと思うのですが、この仏像等の保存に関連して、現在大磯町の郷土資料館で保存されているということなのですが、非常に貴重なものであるというご説明があったのですが、その保存の仕方というのは、今後何か、この指定を受けることによって変化してくるのか、今の状態のまま変化もなく、通常展示も含めて対応されていくという理解でよろしいのでしょうか。それとも、何か今後変化があるのかどうか。

文化遺産課長              当該文化財、平成12年に発見されまして、その際、かなり傷みが激しかったものですから、大磯町の方で平成16年に大磯町の指定文化財に指定した上で、大磯町の郷土資料館がこの神像群を預かりまして、平成16年から令和元年度の17か年にわたって、これまで保存処理事業というのを実施してまいりました。それで、この度、神像に対

する保存処理が一定程度終了して、価値が確定したものですから、県指定に向けた動きを今させていただいているというところです。ですので、これまで、今もそうですが、大磯町郷土資料館で預かっているという状態です。それで、大磯町の郷土資料館の常設展示室という展示室がありますが、そちらに3軀ずつ、今、入れ替えて展示をしているということになります。

笠原委員 今後についてはどうですか。

文化遺産課長 保存処理が一定終わりましたので、これから何か更に手を加えるということは、今の時点では伺っておりません。今後とも、大磯町郷土資料館で保管しながら、状況としては変わらないというふうに聞いております。

下城委員 他によろしいでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 今、鎌倉幕府が大変話題になっているかと思うのですが、広報といいますか、きちんと説明文をつけていただいて、県民の皆様に見ていただけるといいと思います。

文化遺産課長 おそらく今、常設展示しておりますので、資料館の方で説明書き等は付けて、皆様に分かりやすいような形で今後とも展示をしていくと。今もそうですし、今後とも展示していくことになっていると、そういうふうに私ども認識しております。

教育長 今の佐藤委員のご指摘も含めて、教育委員会として重要文化財を指定するに際して、各教育委員の皆様方からこういったご意見をいただいていると、その部分を大磯町教育委員会等にお伝えして、しっかりとした形でのこれからの保存と、それからその活用をお願いしていきたいと思っております。

下城委員 河野委員。

河野委員 大分以前から大磯町にあったものを、県の支援で、貴重なものとして公の場に出ていくものにしていただいたというのは、非常に重要かつ貴重な機会だなというふうに感じています。皆さんの意見にもあったとおり、私もせっかくの機会なので、これを元に、この宝を県だけではなくて全国に少しアピールできるようなものにできたらとちょうど考えておりましたので、感動しております。

下城委員 関連して、私からも一言よろしいでしょうか。佐藤委員がおっしゃったように、今、テレビドラマの関係で注目されている地域だと思います。実際にはもう少し真鶴の方、石橋山の方ですね、あるいは県を越えて静岡、熱海、伊豆山、その辺りが今ドラマは舞台になっているのですが、一つお願いといいますか、付け加えたいのは、立像の名前が神像、男神像、女神像となっているのですね。これはおそらく、誰を模して造ったのかというのが分からない。当時の、多分源ないし北条にゆかりの立派な武将あるいはその家族を模して造ったのだと思うのですが、それが誰かが特定できない。例えば建長寺には、そういうある程度特定されている源、北条ゆかりの像があり

ますが、それと造りが似ているようにも思います。それで、そのはっきりしないというところで、高来神社にあったということで、男神像、女神像となっているのだと思うのですが、ここの説明の仕方を、誰か源、北条にゆかりがあって作られたものなのだけ、そんな名前が特定できないため、便宜上、今は神像、神の像というふうにな付けているのだということ、それでいいと思うのですが、説明に加えていただいて、それで、せっかくですので、皆さんおっしゃっているように、もう少し大磯の資料館だけではなくて、全県的に、こっちに持ってきて公開するというような、神奈川県に持ってきて公開するという、県庁で公開するとかというようなことも考えられたらいいのではないかなというふうに思いました。

文化遺産課長 承知しました。

下城委員 それでは、他はよろしいでしょうか。ご質問がなければ以上とさせていただきたいと思えます。採決について教育長にお願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの定教第53号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。  
それでは引き続き、下城委員よろしくをお願いいたします。

下城委員 それでは次に、定教第54号議案に移ります。  
ただいまから、非公開の会議に入りたいと思えます。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、生涯学習部長、企画調整担当課長、管理担当課長、文化遺産課長を指定します。

(10時13分非公開の会議に入り、11時02分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しましたので、これにて閉会といたします。

令和4年3月9日

会議録作成者 書記 中村 怜

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 定教第54号議案

- ・ 文化遺産課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第55号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第56号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。